

第6 意見

今回の監査の実施を通じて、特に留意されるべき事項について、次のとおり意見を述べる。

1 補助金交付手続きの適正な運用について

補助金の交付申請において、要綱に基づく提出期限を過ぎて提出された申請書に対し、期限までに提出された申請と同様に補助金を交付した事例があった。申請者間の公平性に問題が生じる可能性があるため、申請期限順守の徹底を図るとともに、やむを得ない事情等を考慮する必要がある場合には、別途起案決定して対応するなど、補助金交付に係る要綱の適正な運用に取り組まれない。

2 指定管理者の会計処理の見直しについて

指定管理施設では、当初の事業計画に基づいて指定管理料が算定され、運営が行われているが、一部の施設で天候に支出が左右される等の理由から、精算対象外の支出項目で、数年間にわたり当初計画の残額が大きいものがあった。事後精算を行わない支出項目の残額の拡大は、指定管理料が適切に区民サービスに還元されていないことにもなるため、実績に見合った事業計画に見直すことが必要である。一方で、同施設では指定事業費の支出項目では毎年、不足が発生しており、施設全体の事業収支は大きな黒字とはなっていなかった。指定管理者と事業計画について十分協議を行い、予算計上額の審査をより精緻に実施し、指定管理者のインセンティブを明確にすることで、区民サービスが拡充されるよう、実態に合わせた予算の組み換え、及び精算対象区分の見直し等を行われたい。

中野区指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者の本社(本部)経費の取扱いについて、「施設の管理運営にあたり間接的に要する経費として、本社(本部)の総務や人事部門等の経費の計上についても必要に応じ認めることとするが、その内容は明確にしておくこと」とされている。しかしながら、収支報告書において、本部管理分と施設従事職員分の人件費の区分が不明確なものがあった。このため、当該施設従事職員分のみ適用されるべき公契約条例に係る人件費の増額分について、適切に充当されているか書面上で確認することができなかった。最終的には、適切に充当されていたことを確認したものの、本部管理経費の明確化は指定管理料が適切に区民サービスに還元されているかを評価する上で必要な資料であることから、収支報告書の提出の際「人件費内訳」に加え「本部管理経費の配賦計算表」及び「消費税精算表」についても提出を求めるなど、本部管理経費について適切な区分が確認できるよう指導されたい。

3 実地監査を踏まえた意見

指定管理者制度の趣旨に照らせば、指定管理者が施設の特性を活かし、利用者サービスの向上や利用促進に資する事業を主体的に企画・実施することが求められる。実地監査を行った哲学堂公園(運動施設)、哲学堂公園、中央図書館、中野東図書館では、ユーザーの利便性向上に向けた改善等は図られているものの、例えば、フォトスポットの設置や飲食の充実など、施設の魅力向上、利用者増に向けた積極的な取組、グッズ販売などの収益向上など、民間事業者ならではの創意工夫が十分に発揮されている印象は持たなかった。

事業の実施等により得られる収益や、利用者数・満足度の向上等の成果が指定管理者の評価に直接反映される仕組みは、指定管理者の自律的な改善・提案を促す要素となる。成果の把握・評価の枠組みを明確化し、区立施設としての範囲内で指定管理者の創意工夫が適切に発揮できるインセンティブの見直しなど運用改善に取り組まれない。

また、利用者増に向けては積極的な情報発信が必要である。例えば地域開放型図書館については開設されたばかりであり、認知度の低さが利用率に現れている

と思われるが、定期財務監査において現地視察をした際、入口もわかりづらく、地域住民へのPR強化の必要性が感じられた。様々な媒体を活用した積極的な情報発信を行い、利用率の向上に努められたい。

4 株式会社まちづくり中野21について

最後に、区が出資している株式会社まちづくり中野21について触れたい。

今回は令和6年度の状況についての監査であり、会計上、特に課題となるところは見られなかった。旧中野サンプラザの土地・建物については無償で区に寄付し、法人は解散する方針となったことから、今後、旧中野サンプラザの資産性評価をどのように取扱うのかについては注視したい。また、中野駅前広場整備や区画整理が進むなか、旧中野サンプラザの遊休状態が継続することは、まちの賑わい等への影響は大きいものがある。中野駅新北口駅前エリアの再整備が、将来の中野を見据えた最良のものとなるよう、様々な意見を結集して方向を見定め、着実に取組まれたい。